

◇道路交通振動の要請限度

区域の区分	用途地域等	昼間 午前 8 時 ～ 午後 7 時	夜間 午後 7 時 ～ 午前 8 時
第一種区域	住専	65 dB	60 dB
	住居		
	その他		
第二種区域	近商	70 dB	65 dB
	商業		
	準工		
	工業		

- ・ 住専・・・第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
- ・ 住居・・・第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
- ・ その他・・・用途地域として定められた区域以外の地域
(海老名市では市街化調整区域)
- ・ 近商・・・近隣商業地域
- ・ 商業・・・商業地域
- ・ 準工・・・準工業地域
- ・ 工業・・・工業地域